

大正五年
爆彈事件天誅狀及ビ上申書

特別

リ5

15668



貴
15
15668



上申書

御手數ヲ煩ワシ候半誠ニ恐縮ノ至リニ候
モ被告不肖等ノ本件ニ関セル精神ヲ披摠
シ縦ニ本件ヲ觀察ナシ給フベキ資料ヲ捧
ガルハ被告等ノ利益甚大ナルノミナラス
本件ノ内容ヲ明瞭ナラシムルモノト思維
セラレ候間茲ニ不顧失禮上申書捧出致候
何卒特別ノ御詮義ヲ以テ御聽許ノ程伏テ
御願申上候也

大正五年六月一日

八監ノ第十九室
第一九八號 鬼倉重次郎

東京地方裁判所
立石裁判長殿
係裁判官殿

(一) 私等の観たる先輩

先輩と曰へば各方面各階級を通じて斯
弊はありますすが特に政界に於て甚だしい
のであります、彼等は封建制度の餘弊に
未だ昏昧せられて居ると申しませうか、
自個相應の榮譽と地位とを得ればコウシ
た心裡状態に変化するものでせうか、個
人としては全然恩怨なき間柄でも同志と
して先輩と政事的行動を俱にする場合に
先輩は封建時代の將が卒を視る如く必

す青年も臣妾視致しませ、即ち青年は先
輩の馬前に討死し、斯くとも先輩に犠牲を
捧げることに其天職であると信じて居り
ます。青年に犠牲を捧げしむる事を私共
青年が思ふやうに罪惡とは思つて居ない
やうにあります。ソコで青年が純潔なる
理想を以て真に御国のため、又は憲政の
ため、又は六千萬同胞のためと身を犠牲
にして捧げたものをも先輩は横合から手
を出して奪ひ取つて自分の功と致しませ

甚ぞしきは一將功なつて萬骨枯るとは
コウした場合を寫した天の印象だと信じ
て居りませ。ものが初めから自分の為めに
一人若しくは數人の青年を犠牲にする策
戦を画いて居りませ。汝青年吾に犠牲を捧
げよと申しませしても誰も相手になりませ
んがソコハ甘いものです。先づ青年の氣に
入り、そんな題目を設け、穀淚交々下る底の
態度を以て、**慷慨**致しませ、悲憤致しませ、純
潔なる思想を抱き燃ゆるが如き意氣を有

して居る青年はこうして迄も先輩が犠牲
を強要するとは気付きませぬ煽動されて
居るとは素より思はれませぬ支那式の燕
朝悲歌とは夢にも思ひませぬ、真に国の
為め六千英同胞の為めじやと一晩中泣き
明かして陰ながら父母兄弟に不孝の罪を
詫びて爰に決心するのであります、則ち
一月や二月は監獄に繋がれてもよいと云
ふ覺悟をするのでありますそれから始め
て先輩と共に行動を致します先輩は斯く

して甘く青年を危険に導びき遂に危険を
蹈ましむるのであります青年が監獄に繋
がれた時いつの間じやら道げて居つた先
輩は再び来つて青年が捧げた犠牲に嘆き
句ふ麗はしき花は青年の胸より奪ひ取つ
て自己の胸に飾りますといふして斯うした
場合青年の罪科が深ければ其花も亦麗は
しとの考を以て居るものが之を誇大に同
僚同志に吹聴致します真に国を思ふ赤誠
から捧げた高潔なる青年の意志は如斯し

て先輩に蹂躪せられ唯お雇ひ仕士が何か
の如き濡衣を着せられてそして其刑罰の
みは確實に或は青年の豫想以上或は事實
以上青年に背負はざるゝのであります否
青年は自己の名を惜しみ男らしく引受く
るのでありますこれ勿論其罪は先輩にあ
りませんが又實に青年に自尊心なき結果で
あります我同志はコノ状態に憤慨致し
まして一方先輩の頭より此の封建時代的
思想を去らしめ一方青年の自尊心と自重

心を喚起すべく憲政擁護運動以来努めて
居るのであります

(二) 私等の觀たる私等それ自身

それから我共青年それ自身が現代の政
界に於てドシテ使命を有して居るかドノ
位の價値を有して居るか進んで日本國民
としてドシテ天の使命を帯びて居るかと
いふ事に思ひ別りおした天分の威懾だ重
きに驚きの眼をみはつて居るのであります

す(参考)三一ヨリ十九頁迄 御参考被下候

は「先榮不過之候」ソコデ私共同志は自
覺せる青年としてソノ弊害を匡しソノ天
分に向つて進むにつけては先づ私共自身
を尊重すること乃ち私共同志の意志人格
を互に尊重しなればならぬと同時に独
立した改見と改論とを以て既成改党に超
然と所謂先輩より超然とされば独立した
権威は體現することには出来ぬ独立した権
威の體現が不能なれば最早「我國民」として
の青年なる自覺は實りざる者でない

費りおしたコレガ則ち青年改党聯合會大
正青年俱樂部を組織せんとした事實とあ
つたのであります

(三) 私等の政治運動振

私共はつら云フ精神を以て同志と團結
し政治的運動を發して居るのであります
から悉く自動的であります自主的であり
ます演説にすら先輩の同僚したるには
選舉應援の至推薦演説の外未だ嘗て
運動一出席した事はあいつつも私共の方
以

憲法
擁護

で用億して先輩を招聘は致しませぬ、
況んや酒を蒙り衆に和して密かに石を投
げ或は卓を叩き足踏み啼すが如きをや或
は国民大會の如きに関し監獄に繋がる
ことは男子未代迄の耻辱と思つて居りま
す川マリ私共は現代の先輩より政治上に
進歩した智識と覺醒した政見とを以て居
ります日本を眞の憲政國とするも東洋の
大帝國を建設することと私共其目的を隔
外に無いと信じて居ります老いたる者は

若きものが牛を味かなくしてはあらぬこと
を自覺して居りますコノ見地からして事
に先輩に教ゆるといふ考で政治運動をな
し政見の發表を致して居ります

(四) 私等の同志と同志との關係

従つて私共の同志といふものは勿論絶
體の信仰心を共にして居る團體同心の團
結であります或は寧ろ團體同心と申上度
いのであります即ち我々の心身は無欺以
来皇室に捧げ奉つた者即ち皇室の心身也

と云ふ大信仰を共にして居ります故に私
の心身即ち私國の心身、私國の心身即ち私
の心身であります(私共は業
場を)私共は業
に同志の間に於て一點の私心だに挟んだ
人を認めません、ソコで或運動に着手す
る場合の如きも「何々の件につき何々の如
動を執るに君は賛成ありや賛成あれば何
日何時に何處にて會合せん」と言はず
もかな「何日何時何處に集れ」と同志の一人
が言へばモウスグ好動が確實に出来るの

でありますツマリ私國君が私と死ぬる決
心を私國單獨にきめた場合(勿論私共は邦國
確信サレ、ソコで)
最早私を死なねばならぬ事に私は知らな
くとも極つて居るのでありますコレ私
公判廷で無意義にも生命を投げ出しあ
う同志が三人や五人はあつたと申しました
譯であります私共同志の心身は皇室のも
の也云ふ大信仰が同志と同志との胸と胸
とを繋ぎ合せて居りますから私共の同志
間は互に其精神人格肉身を如常なる力を

以て尊重とあつて居ります。乃ち私国君は
私より十年も若いけれども私は私国君の
純潔無垢なまうして大信仰の神々しさを
思ひ私国君の精神を尊重します。私国君の
肉祿をも尊重します。下村君とは肉祿を以
て致して居りますから私国君と同様に
はありませぬが私は文徳の清き割合には
その人物の美はしき者めが強と自分の同志
の格に思つて居ります。(私共の同志諸氏と
下村君との關係につき今一言して置きた

いて思ひます

(五) 私共同志と下村君一派との關係
それは二十日の公使廷に於て私国君
が下村君の同志肥田琢次に對して恥辱を
與へたからでます。下村君と私国君及び私共が
相識りましたのは十一月初旬御大典祝賀
會を下谷池の端赤仙閣で開いたときに肥
田君吉下村君等の一派と私共の同志とが
初めて會宴した時なのです。目加海い七
のです。から下村君見たやうな人格のま孤
九

お評おの好い人は勿論信用致しませんが下
村君の同志とは必ずしも相好くはあり
ませんですから下村君が肥田琢次の家
に在る限り露骨に言へば私田君などは下村
君と秘密を要する運動を共にすること
は喜ばない筈であるのです

(六) 本件と私共の関係

私共は如上の自覚を以て居りますか
ら本件の如きと福田氏といふ先輩の意見
を聴き大奮起したものでとなく亦福田氏

の意見に服従しなくてはならぬ恥辱ある
立場ではありません乃ち私共同志の意見
を貫徹し私共の天職を盡す上に於て尾崎
法相改多野宮相黒岩周六の三氏に制裁を
加へ朝野両党の先輩中最も不真面目なる
もの(重なるもの)を指摘すれば三氏も彌た節
子石井外相武蔵進相の如き其他各政党各
團體の所謂志士國士と稱するも其實世を
欺く者に非ずやと思惟せらるゝ人々)に示
威的警告を加ふるべく計画は去年十二月

上旬に殺したのでありおす

(七) 私等の計画に大隈伯おき理由

コノ人欠中に大隈伯の無いのは一見奇

異の感がありおせうが各貴族年十一月上

り十二月中に於ける在野党改各間には大

隈伯の暗殺せらるべきことは既定の事實

として信せられて居りおしたる中大隈

前に既に私共の耳朶には数組の刺客が排

徊して居ることとを借へて居りおした色々

な計画と私共には具体的にこそ語る人は

ありおせんが風評として (私共には確信出来
は確信せられて居りおした故に必ずず誤

令開會中に暗殺せらるべきと信じて居り

おいたそれと現内閣は豫算にて貴族院で

転覆するこれと既定の事實として少くと

も貴族院の事情をあるものは悉く確信し

て居りおいた私共は本年三月上旬迄には

必ず転覆するとの確信を持って居った内

閣が転覆すれば大隈伯は再び世に生る人

であらうそれと今一つは伯に制裁を加ふる

と改竄者流から利用せられ改革、犠牲になつたやうに誤解さるゝことは第一私共の精神を滅却し其運動を無意義ならしめ遂には恥辱を蒙ることにあると云ふ恐れがありまゝ以上三理由のもとに大隈伯は特に除外したのでありまゝ

(ハ) 私共対福田氏関係

そして十二月十二日に朝日紙に於て福田氏にこの計劃を告げ激文の費用を補助して貰ふべくお蔭致しおした福田氏がよ

かろう何とかせよと言はれおしたからス
グ貴方に着手する積りで尙ほ時々弾劾案
提出の日にすることにして其の確責を向
取の取調心方を福田氏に依頼して其日は
辭して歸りおした不幸にして十月五日(翌)
より上野警務署に肥田種吉の件にて同一
十五日迄換束せられ拘定したのには二十五
日の夜でおからる年内の運動は中止し
て一月にやむことにして其日は和田君が
迎いに來つて居りおしたから和田君にも

其由を告げて年末年始の準備に着手しました

一月二日の朝おだき私田君は年始の禮に私方に参りました「今年後四時に同気俱樂部會で福田氏と會見することに約束した君も同道すると言ふたとの事でした」私は「年始の禮に張谷所を廻らねばあらぬから今日は何と申しましたか」「是非来て呉れ」と申しました「尚ホ「名前」に書かして置くから」コノ名前が「詰りて呉れ」と申す

して去りました四時に五分頃かと思ひます私が多羽館に私田君を訪ひました既に不在でした同気俱樂部に電話をかけ「頂きました」が福田氏は来て居られ一人の客も先刻見へたとの事でした「勿論私は私田君だと思ひ早速同気俱樂部に参りました福田氏は楯下の室に居られ私田君は福田氏を対等に外交問題で暫らく氣をあげて居りました私田君の話が漸々と福田氏は私に向つて第一戦に下村君が

大隈伯をやるよと云ふから實際君等の方々
相癒してやつてはどうかうするかと慥か
に現代を費醒する事が出来る」との語あり
尚ホ「下村君は朝来調査の爲め大隈邸に忍
び込んで居るがモ一返る頃だのに口うし
たかあらんとの語がありまゝ私は豫審
で申したかとも思ひますが「下村君は今迄の
青年には知らしき眞面目な人ですがら大
丈夫だろう」と申しました結果私共はを同
に武器に下村君が爆弾を使用することを

知りましたから私共にも其爆弾を附共せ
られるやうに福田氏にお談話を申しした福
田氏もこれに承諾したのであります此
から四日午後五時過ぎ(四年あり友人杉山天哉訪して
午後四時過ぎまで飲酒した)
同気倶楽部に福田氏を訪ひましたときは
既に下村和国両君は来り居りました爆弾
の説明もすんだ後だつたと見江私には和
国君が構造を説明しおした
(九) 初共の着手を見合せた理由
之して最後に「おだ試談してないさうだ

から試験して見なければいけませんと申し末
したから私も破烈させて見て効果を見た
上になくは口になものかわからぬから
ねと申しました結果豫審で申立てました
通り下村君が大隈伯に報告すると言ふ事に
ありましたから報告すれば結果はわかりま
すからそれから私共は使用すると云ふ事
に致しおいた川こり爆弾の効果如何の同
題から初めの同日に下村君の方と相應じ
てやる積りでしたのを変更して私共は後

れてやることに致したのですこれは福田
氏はヨク兼吉で現に四日の日に私が福田
氏を辞すときに「下村君が大隈伯で試験を
するのを見て君等はやるのだから是非大
丈夫はふいよと言はれた事を私は記憶し
て居ります

(+) 刑罰のみを興あるに忍びず
要するに本件は勿論福田氏は現代を概
し是非如斯運動の必要を感じて居られた
に違はぬ又やる積りで決心して居られた

に盡わぬがそれと同時にコレハ私の考で
すが下村君も亦大隈伯を暗殺するといふ
計劃は私共が尾崎首相以下に對する計劃
と同じやうに下村君自身に決意し自らで
実行する計劃をして居つたものと思ひま
す故に下村君が一死を犠牲に供して爆弾
を投じた事が事實としてこれに刑罰を附
與せらるると同時に下村君が六千義同胞
の爲めと決意して捧げた犠牲に喚く世も
亦（若し是非を問はば私共直ちに下村君
は同胞の爲めと云ふ心はヨク事だと申します）下村

君の胸に飾らせなくてはならぬ 下村君の
この意志は何者も犯す事は出来ぬと思ふ
のであります知るに下村君の動作即ち意
志は事實を徑に認められず爲即ち刑罰
のみが法の如く認められて審員はされは
せぬかといふ事を私共は憂いて居るのであり
ます私共として露骨に言はしむれば下村君
に大隈伯を暗殺する計劃のある事私共
尾崎首相以下に對する制裁物運動をなす
計劃のあることを承つて福田氏は驚き必

要を感じて居られる際である。或る器を工
夫しむ器を興はられたのである。従つて福
田氏に於て或る範圍までエツ、其高が統
一されて居るのであるがそれは決して所
謂先輩討青年のやうに力あるものではあ
いといふ事を私は誓言するのであります
而して、この事實を裁き去られる事が第一
ありとすれば誠に青年の奮めに痛恨事だ
ありますから、私憂と云はれても宜しい、
遺憾だと誘はれども、宜しいと覺悟致してま

して敢て裁か友各係友殿の尊嚴を冒し恐
惶上申書を捧呈した譯であります。尚私共
の主張及び思想の概要は参考として添付
して居ります。彼の日記の一節が御推薦を
賜はらば最宜です。憾はありません

天誅状の件

一二日の日に福田氏より折のめきしのを
察表してはめ何と示されたり、私固は外
交問題なきを以て之を記入し尚警告書に
石井外相を加ふべき事を告げ私も大作に
於て(誠)に節の通つた名文章なりしと長き
に決せし旨を以て私に於て作表すべしと
申し作表方を引き受けたるも作表の意思志
なし

二福田氏に作表の準備をなせりと譲りし
一八

も遂に作成せず

理由

(一) 天誅状の文章は大隈伯尾崎法相波多野
官相里岩周六の三氏を暗殺すべき旨を
示し尚三島彌太郎子山縣候石井外相
をも今に於て改換せよんば第一の天誅
を加ふべしと是れ又昭に示せり然るに
下村君の大隈伯は殺害の目的なるも私
共の尾崎黒岩波多野三氏に對するは動
は威嚇運動なり而して三氏即ち爆弾を

投じ三島子以下に(私共の計画中)威嚇的
警戒を如ゆるには素あり多人数を要す
單に投弾するのみにて同時に決行す
る計画ありしを以て三氏を要するにコ
レ天誅状を發表せんか殺害の目的あら
ざるものも殺害の目的として發表し自
己一人のみならず人の同志あてて殺
人罪とせしめるは實に無法ありなき
に大隈伯暗殺に使用したるものと同
一凶器あらんには空勅の誤解を招くべ

きには自から殺人の目的ありと發表する
天誅状を發表するは吾名を悪く殺人に同
はれ同志三名を預き死地に隔れしむる
ものと思惟したり今日のこそ場^奈澤菜^不歸
四洲則ありて財産も生命も刑は同一なり
と辯護士に圖き去れるも其當時澤菜
不歸規則あるを去らず故に殺害の目的
と却内に入るとは法律の旨と考へ
居りたり

(二) 下村君の意志を滅却し友人として下村

君に對する措置に非らむと思惟したり
即ち同一の計劃にも非らざるに同一天
誅状として發表せば私共が如し計劃を
し下村君も亦私共の計劃の如しに貴
姓の死を社会に發表するは下村君の犠
牲の花を下村君の胸より奪ひ取る結果
となる恐れあり
(勿論福田氏を強延に立くむる如きは
全無豫想して居らむ生和の福田と思ひ居たり)
(三) 廢止を福田氏に告ぐるは不始策と信し
たれば法廷後に於て告げ意志は中絶公
衆に於て徹底せしむる故に更らに其

支なしと思ひたり

獄中筆墨の許可を得候同隨感隨
筆致は候今其内より私共の思
想^又は政界に對する心鏡を顯示
すべき参考にまで(甲)(乙)二節を抜
抄爰に添付致候也

参考(甲)(獄中日記黙座遊觀録抄)

(前畧)吾亦肉の死滅は天債完済の證印あり
とし寧ろ斯の意味に於て其速かに來らん
ことを翼ふも嗚呼！未だ死滅期の逆賭し
あたごやるを奈何せん

吾は唯日本國民としてこの誇りを外國人
にのみ有するの外我等の同胞に對しては
その誇るべき何者もあき人壽あき^望望あ
く智識なく學力なく財産あき一布衣あり
されど吾れの^頂熱ける^心心こそ畏れ多くも我

皇祖皇宗の誓はせ給いし御誓言に——と吾
れの着せる鎧こそ吾に吾等祖先の神の遺
し給へるかんぢがらの大御に——と吾の心
身はこれ斯の國と我
皇大君とに久遠以来捧げ奉れるものなり
故に吾の心乃ち吾の心に非らおしと祖先
の神の大御心なれ吾の叫び乃ち吾の叫び
に非らおしと祖先の神の大御叫びなり吾
の肉乃ち吾の肉に非らおしと祖先に
居らんや天如何にか徳らに能を許し給は

んや

今や我國民論を相率いて欧米文明の醜
醜に酔ひ遂に我の玉珠を捨てしやるに
彼の瓦礫を以てせんとす吾等の大御心を
お捨て、彼新教主義の個人主義に趨らん
とす

我の大御心は乃ち祖先の神の遺道にし
て恐れ多くか我等の大御心を祖先を同じ
くし給へる我等の宗家にしと斯の國を放棄
め給へる神の御威にして恒に真程の體好

二二

者に^て権威の^禮神祇者にせわしむる現を
神にまじはすあやに商ふるとき我皇室を中
心として^て各如以来吾等皇代の祖先が量
の神恩に浴し奉に^て心身を捧げ奉る^る来
れる我

皇大君の爲め久遠以来吾等祖先皇代の靈
と肉とを以てなれる所の国との爲めに吾
等は勿論始終に至る吾等の子孫の心身も
亦捧げ奉りてふ大観念大信仰心を根幹
としてこれに培ふに神代以来金匱多缺の

歴史を以て^てこれに蓋有するに東洋は千
来の文明を調和咀嚼せる吾等祖先の靈を
以て^て根深く韓肥ふ技業心術あり果實此
る^るのこれを彼の愛と科學とに立脚して
作意せられたる感覺的の國民性として最
も不完全なるものに新教主義の個人主義に
して盲目的個人突進破壊的秩序打破の弊
ある醜態に比せんか大宇宙に比するに一
微塵を以てする如く月に比するに蓋の蓋
を以てするが如けんを何れが大にして何

水が小、其河水が明にして河水が暗きや
恐らく三歳の童子も處に迷はざるべし即
ち彼の個人主義は天におしやすと信する
非親善の神の愛を認めずの愛を神を申
心としてを眞四洲の至善後の光明に圖する
恐怖心を対症としてこれに科學的慰安副
を興ふる作意なり感覚的より彼は神の大
中心と稱するを中心として哲學哲學を
唱ふるも弱肉強食の現象は遺憾なく不
吾人の周圍に展開せられ大宇宙の運動即

弱肉強食にあらずや

更らん吾人は同じん弱肉強食の現象裡
の一員として非親善の神の眞福を恐れ
強志の哲學哲學に汝の心を捧ぐる程現
代の我國民は有難かるべきや

此水を吾等の大衆とて祖先を同くし
て眞理の體現者にして現在に於て
神の宮座の我皇室に永劫の過去より起
る起歳末末をの子孫に遺るべき財なき
新の才を捧げ奉りてふ我國民性の是れと

何れが是にして何れが非あるや彼は科學
の如く我は神祕也彼は感覺の如く我
は超感覺の如く我の神聖にして彼
の輕蔑あるやこれ無に久遠の如く我
等皇代祖先の偉大靈に依り培養せられ
北の東洋文明の精華あるやんばあらし
て金匱多飲の君子國として一系を
神津國として四千年來未だ嘗て外寇に侵
されたる挽を一掃して昔國の優等國と
れを嘗ては支那及び東亞文明の調和者と

あり今又東西兩洋の文明を調和せんとせ
るは一に新の心の發輝にして我がんなが
らの靈佛あるはあり故に新の心の發
輝は以て東洋の一大帝國を建設すべく以
て東西兩洋の文明を調和すべく以て古
の天國を建設すべく新の心の發沈は以て
帝國を衰退に導くべく以て彼の文明
に酔ふべく以て神津國を地獄に化せん
呼皇國の盛衰未だ此新心の興亡にあり
然るに奈事ぞ國民相率て我の心を挽

て彼の心に喜らんとす、試みれば先づ国民
と国家とを代表せる我帝国議會ヲ觀と、
強きは多く國政を吐嚙し能はざる川柳子
の所謂賣家をかゝ稱し書くを代目か知ら
ずれば是れ多く自覺に囚はれたる人にして
て其論するや既に中西を失しを言や東夾
馬下の筆ふが如く猿々として竟に吠ゆる
桀狗の如し甚だしきは鼻を叩き足踏み踏
らしめて相飲みて相笑ふ廟堂の有司亦多く
は多恥にして多慚且に憂節すること私彼

を強彼に更ゆるをりも速かに之に改論す
ること靴を下然に代ゆるをりも易し國民
を欺く事娼婦の如くを利慾に盡るさまや
束帶せる狝猴の如くを鹿堂の有司はこれ一
國の代表者にして代孫士は之國民の選良
たり而して議會は至誠國政を議すべき聖
聖壇上をり一個の代表者國民の選良にして
て議會に於てすら猶も出づ然り況んや其
他の各階級各方面の國民をや更めて云は
ん強弱の大和心は一身を新國と

皇大志とに捧げ奉れりてふ犠牲の大精神
あり増言すれば上
皇大志の大布心を體せ奉り下國民の心
を以て心とし自我を滅却したる天地一統
の境にして新しく心を初めて我皇祖皇宗
の大靈に接し又は大命を下し統ぶ可き也
噫！現代庶民の有司御政壇上の選良にして
て果して新の境裡にあるもの哉人を齎
の大和心の祭務せるもの哉人を齎
んか懐く渾底の月を掬すがめく有り

思ふが故に掬すれば得るものは真如の月
にあらわして真如の果を齎す濁水のみ真如
の月と見しは眞信と眞意と眞言と眞書と大體彼
とウルワクハトと燕尾とにして掬
得るものは大臣と曰ひ片用竟と曰ひ在
聖境と曰ひ悉く是れ水自氣自非を齎す濁水の
み天命の人にあらわして得りに天命の地
位を昇せるのみ國運何水の白か聞けん
國利民福何水の時か響ふ可けん
而も國民未だ覺らわして 和尙の印守の山

僧のめく政が亂れ中の苟息を合ひり台座に
置れ酒を盞み飲みて酔ひ節をかりて福水
る個人主義の邪經を誦して喝々脚野の地
獄に化するを知らず
天神鷲き地祇懼く嗚呼今に於て覺醒の鐘
を乱打するもの非さらんか憐れ我神は
魔境に化せん

御いで

皇祖皇宗の御誓言を思ひ、伏して帝国の
國運を觀み、起つて世界の大勢を見よ。
皇祖皇宗は如何に誓ひ給ひしや、帝国は
果して如何なる運命線上にありや、世界
の天地開も何をか語る
嗚呼コトラン乎、劍乎、天国前にあり
地獄後へにあり、こ水吾等の耳に響く天
の声をり
コトランとは何や、山雪のたなびく極み

岩彦のさぶら極みし「掩八紘為宇」なる
皇祖皇宗の所誓言則ち是れし。
劍とは何ぞ、朝日に白ふ我日の本の国
民性則ち是れし。
興廢とは何ぞ東洋一大帝國の建設則ち
是れし。
地獄とは何ぞ、我國民性の消沈則ち是
れし。
嗚呼コトラン乎、劍乎、天国前にあり
地獄後へにあり、嗚呼吾等の敬愛せる六

千万父子兄弟妹よ、卿等悉く醒めよ
醒めて而して吾實存の声を聴け。
皇祖皇宗の御誓言は、實に我國萬世不変
の國是にして、試みに卿等の額を撫れよ、
卿等の掌に觸るゝ「進めし」の二字こそ
生を斯の國に稟くると共にげに祖先の神
の与へ給へる烙印に非あや。試みに卿
等の腰間を探れ、卿等の手に觸るゝ「赤
心の朱鞘」こそげに敷島の太和心を藏
めたる祖先傳來の大阿に非あや。

嗚呼吾等の敬愛せる六千万兄弟姉妹よ
嗚呼吾等眼を開け、開けて吾覚者の指
を如き看よ。

東洋に世界の大帝國を建設すべきは今
や、看よ東洋の天地を、天國の扉は開か
れて嗚呼の前に展開せよや、更らに首を
回らして嗚呼の後へを看よ、大和民族性
は西洋文明に影従する大悪魔の爲めに呪
はれ、嗚呼の脚下既に地獄の巷に化せよ
や

嗚呼吾等の敬愛せる六千万父子兄弟姉
妹、嗚呼は耳を聳てよ、聳て、而して吾
覚者と共に聴け、

東西文明の調和者は汝、嘗て東洋四
千年來の文明を調和したる吾等子孫汝に
かんながらしの國民よ、汝は東西西洋の
文明を調和し、汝は西界に覇たるとし、掌中
の鍵を握つる勿れとはこ北祖先の轉法輪
に非らばや。
嗚呼吾等の敬愛せる六千万父子兄弟姉

く、腕の投すやく、妻が投おやく、児が
投おやく、超歳永劫にわたり吾等の子孫
をも悉く投せん
嗚呼吾の死滅期は未だ逆睹すべからず
宣矣、入獄以来宿病悉く去りて身体肥満
するごとく三貫五百目精神爽快にして主君
有を奉ず、諸天善神の仰加護十方諸佛の
行冥助寧ろ疑ふべからざるなり。
若し夫北流天、吾の死滅を許し強はむ
とき即ち是北吾天債を完済せる時にして

東西文明の粹は悉く我國民に攝取調和せ
られ、六千万同胞悉く敷島の大和心の大
阿を提げ我
皇祖皇宗御誓言の境真向に着なして一齊
に平和の戦場に突進せんとす、鋤指ち農
士の手に大和心の血潮湧す。斧指ち樵夫
の顔に大和心の血は赤く、槌指ち工人の
腕に大和心の肉躍り秤指ち商人の手に大
和心の脈搏高く、針指ち婦人の手に大和
心の鮮血充ち、幕指ち下女の手に大和心

の漲りて、童幼相和して大和心の声高く
進軍の歌うたは人とて、吾は静かに祖先
の神の養で強ふ進軍喇叭の声を聴きつゝ、
六千万同胞の進軍に望みつゝ、爰に肉の
死滅を遂げ、無始に歸りて祖先の神の前
に跪き、無咎を訪ふては十方諸佛に仰
助を謝せん（下略）三月十一日獄中日記の一篇

参考「乙」(黙坐遊観録抄)

◎今の政治家口を開けば則ち曰く是れ憲
政当然の結果なり、是れ憲政の逆轉也
と、借問す我國に憲政ありや、吾人痴
鈍なりと雖も我國に憲法の実施せられ
たるは、今を去る二十有餘年前、吾人
未だ襁褓の年を離れざる時ニ於テ既に
之を知る、然れども憲政なるもの、未
だ嘗て知らず、未だ嘗て見ず、過去を
採究するも非らず、現在を觀れば無し、

卿等の憲政なるもの果して如何なるものにして、果して何れにありや、
◎憲法政治は卿等の謂ふ如く正しく輿論政治也、憲政にして李論の以て原動力とならざらんか、生命なき人の如し、口ありと雖も語る能はず、眼ありと雖も視る能はず、耳ありと雖も聴き得ざらん、口ありて語り、耳ありて聴き、眼ありて視、人としての形式と人としての靈動とをなすが故に吾人これをして

と曰ふ、形式のみありて生命あらざらんか、それは人に非ずて木偶なり、憲法の形式のみありて李論の生命なからんか、それは憲政にあらず、外人の所謂ペーパー憲法なり

◎憲法と云ふ甘えうな牡丹餅棚の上あり、下さんと欲して「足台」を作りてこれに憐れやズ「足台」を倒して身も亦轉ぶ、牡丹餅のありしは昼寐の夢にして「足台」倒れて身を轉じたる

のみ事實にく麻呂より墜落したるなり甘
甘やうな与論政治は昼寐の夢と消えて、
誰モウ訳もなき代議士殿と云フ高等食
客を設け、四千円のお小使と一等乗車
券とを仰祈申して使つて頂くことのみ
が事實なり、日比谷座にて卓を叩き、
足踏みなりし、誰訳もなく罵り喋り面
白からぬお苦居を見せられる事のみが
事實也、

◎亦一現代の日かでは奨論からして怪し

からざるを得ず、吾人は寧ろ与論あり
やと向ふものなり、果してありやなし
や、若しありとすれば如何なる形式に
よつて起り如何にして之を知るや、吾
人の与論なるものは 国民多数の意見
也一天の声半一日比谷原頭国民大會の
参集者多きを以てするや、政談演説の
感況ヲ以てするや、国民大會は国民大
會に非ずして初め面白からぬ見物に行
き遂に郡衆心理に眩惑せてマツキと石

とを投ずる代表的野次馬大會也、
の上手な役者が志士の皮を着て手を振
り眼を怒らしして正義の爲めに「戦ふ」
々と叫ぶと正直な野次先生もウ夢中に
なる大會也。

◎夢が醒めた時ハたかなる監房の裡下襟
に番号あり、正義の爲めに戦いたる慶
国の士ハ裁判所に成さ出さぬ、急役何
ヶ月の宣告を受く、突を識らん宣告す
るものは「戦ふ」と煽動したる味方の

師大將若しくは其股肱にして、天下は
是吾愛國の士の石とマハ千と頭数とに
依りて師大の掌中に在つ、斯の如き怪
しからんことも憲政当然の結果とか云
ひ、今の農商務大臣河野閣下を初めと
して司法大臣尾崎閣下を初めは嘗てこの
仮音使いの大將株なりき、勿論輿論な
るは某にしたくもなし。

◎然らば政談演説會に視人か、
座象は定
席の積りにて一素なり、
「彼の人は

甘い彼の人はマツパー一奴のは全程面白かつた、コレは駄目だ、コレは象の態度にありや、見よ甲派の演説に熱狂の拍手をまくるもの亦乙派の演説に熱狂なふ拍手を、説くものは源平藤橘にして酷くものは是れ同一酷政談演説狂のみ、所謂「政談演説會」は馬口を云ふから面白い、剛る人を贈すかの憶快しと云ふ人々か乃至に査に此の水たる忌ま／＼しさの酒飲を内務大臣

政撃の演説を強きて下ぐ徒のみ、若しまれ演説をなす所謂志士仁人に強かんか、彼等の多くは己の遊惰を棚に上げて、働かざるが故に足らざるをも猶豚に似たり、其の政見や術合に於て変更せられ、吉原に於て改論せられ、甚だしきは一品洋食屋に於て変更せらる或は三四の真人なきにしも非らざるも、所謂志士仁人が是等の人を排斥するや、恰も醜き多数の伊殿女中が桐同

して其妖麗なる一人を陥穽するが如し。
◎是れを新聞に見んか、聞く説く我國の
梅を朝鮮に移植せんに亦一年は梅なる
も亦二カ三と順を追つて遂に味桃に變
わると、新字紙はもと与論の代表者なり
も経営者の土質に依り遂に偽論の代表
者となす、而して其の数多く變轉極
りなし、其の何れが梅にして何れが福
植後亦一年か何れが亦二年か撰擇に難
し見よ梳勢の前黄金の前、勲何等の前

梅は梅なりも何時の間にやら移植せり
此て、朝鮮梅となる雜法亦然り。
◎況んや是匠の与論と稱するものは多く
新字によつて偽造せられ、今尚是吾前
科附與論偽造の大詎欺師は依然新字紙
上に犯罪に吸々たるや政界の事情に通
じたるものは其の何れが梅なるやは知
り得るも与論は多数法にして朝鮮梅席に
君し、是亦眞の与論を觀る能はす。
◎然らば代議士殿に徴す、さか、彼等の

多数は人怨の標的に迄甘んじて瓜に燈じ
て蓄積したる父祖が跡せし数十萬の富
の内より江戸の仇を有権者に長崎に討
たると知りて、し々、かに捲上げら
れた上、添ゆるに百萬遍の叱頭を強へ
られ、ヤマトの中に代孫士殿となりす
ましたるもの、彼等は此少ハツトを
頂くか故に燕尾服を着用せるか故に端
書代の名刺を有するか故に、肩書ある
か故に政治家らしく思はる、も、彼等

より此水軍の衣冠を脱せしめんか、
さし若き妻より槍^ら水たる傷と、川柳
子の所謂賣家をかり標[＝]かし三代目殿
也、午論の代表者たるは沙汰の限りな
り。
◎其他号々彼に立ちそうなやうに見ゆる
やいな者も此をサテとなつて見れば
いづれも土臭き山家育ち菅秀才標の身
替になりそうの者甚だ稀也、号々少
督少量の徒にして賣名慾即ち名譽慾に
七

昧せぬ水ぶらぶらの利慾に昧せぬ水
論の代表者たるは請願り難し、議員の多
数既に然り議會は憲法政治の多数決也、
ヨレ少数の国士ありとて直ちに壓迫せ
り水無有殆んど同じ、故に議會が午論
を代表せざる也。たゞちやし。

◎貴族院は如何、貴族院には事實に於て
国政ヲ阻礙し能ふ人は多少見受くれど
も、いづれも情實と繁累の桎梏枷鎖に
又動きも出来ぬ萬一出来たりとて貴族

院にのみ信頼する位なれば憲法も破壊
すべし、王政も徳川栞へ仰願けの、そ
れでは世は滅茶苦茶と相成る也

◎さあらばこれを一被國民に貶かんか、
後へハ西明寺時頼に倣ひ、水戸の黄門
様に習ひ、行脚が若しくは漫遊と出掛
け直接國民に觸れて意見を採らん、
困った事には時頼の賢、黄門様の明を
以てするも無き意見は採られざるべし
サワリバランに言ひは一等國民なりと
ハ

威張つては仰座るか、有権者なりと思ふては仰座るか。其の国民の大多数は未だ國政を阻喚向するの能力をこころか代表的地方国民へ縣會議員、郡會議員に對し基金還元問題を固へ經濟同盟の可否を固へ、彼等は快らお反問せん、基金還元とは如何、經濟同盟とは如何と彼等の大多数は政治經濟界の術語するに仰座り知なかるべし、英國の國情とこそか英國の地理歴史的智能から全然せ

口なるべし。

◎乃ち知る共論が果して國民大多數の意見ならは、共論とは猫の評価したる小判の價値にして、猫は事實に於て小判の評価をなし能はざるを以て、彼政治家と稱する者が猫は小判を斯くの如く評價せりと強辯して他を詐く者なることを、誰か猫ならざる者の之を信するものあらんか、然るを今の非常談なる政治家は曰く之れ共論なり、共論の前

何人も屈服せざる可かりと、彼等は
猫の評価したる小判に服従せよと曰ふ
や、而し猫の評価したると云ふ事す
の既に信せざるべき非事なり、然る
に憐れむべき国民は自から猫となりこ
れに雷同して顧みざるあり、何ぞ憲法
を愚弄することの甚たしき、何ぞ自國
を愚弄することの甚たしき。
◎露骨に云へば現代國民の代表者貴衆兩
院を物色するも果して經論の才あり真

に國政を祖囑し能ふもの何人ありや、
殆んど曇天の星を数ふるが如きか、見
廻す限り猫小判式の議員にて僅かに一
部少数を得るのみ、而して是も少数
者の識者は情實と緊累と、位置、其他
周囲の干渉上眞に自由の意見を實行若
しくは発表するを得ず、迎合と削除と
遠慮とは常に彼等の言行に俱生す、其
論を有識者多数の意見とすれば所謂開
放の意見こそ其論と相成るべし。

◎ 全くの如く、其論は斯の如し、其憲
政ありんや、憲法生れて二十有七年、
乞食の子也三年すれは三に存るもの
を況んや二十一才ニ存れは腰に人斬鹿
下ヲ提ぐる兵隊さんにも存るものを、
嗚呼、独り我の憲法のみは二十七才と
なるも、未だ物も言はず、是も立たず、
形式としていふも当然は此收はならぬ
政党内閣には未だなし、所謂出も未だ
生さるものか、其論ノ言句は酷け

◎ 所謂其論は猶小判式にして其論は非
の如く、誠に困つたものなりや
◎ 吾人は我國民を憲政國民とする前、先づ
其政治思想を復舊せざるべからず、我
國の憲法は形式こそ英國にとれ、精
神は即ち是れ我國固有の神なるの大
行也
上は下國民の心を以て大御心となし、
い、下は大仰心を体得し上下一致以て
斯の國を治むるは肇國の大精神なり、

神代以来列聖の御精神也、是れ共論政治ならんや「かんおまりにかんおまりたまい」神かりに神かり給ふ、是れ神代の議論會を印象したる言にあらんや

◎然るに国民中世以来の貴族政治に於て、遂に我れ固有の政態を自覚せ奉、乃ち國民的自覚せ奉、遂に民の志を以て上に通ずるの路を忘る、今や憲法布かれ、踏ん爰に開拓せられたるも國民猶自

覚せおこの權利の上に眠る、是れ吾人が先づ國民の思想をして復古せしめ憲政的自覚を促さんとする所以也

◎而して憲政当然の原動力たる共論は、此を今日の國民に観る、吾人青年の言論ならざるべからず、嗚呼過去に情実と緊累なく現在にも亦なく純白真如の思想を有し也。た国政を咀嚼する能力を有し、怪論の才を有し、故に現下は於ける真の共論は、はやおや青年加之也。中

緊たらざるべからざる也、則ち眞の興論と否とを揆するには其の中堅が青年なるや否やにあり、是れを同時によくの青年を容る、ものは乃ち正論党にして青年を敵遠するものは乃ち政党に非ざるや否やにあり、朋党也。

◎この意味に於て吾人は青年の自重と奮起を促すや切也、凡ソ一國の盛衰は国民元氣の興亡により、国民元氣の興亡は是れが中堅たる青年の如何による、青

年にして元氣あらざるは老耄はらば其國政治の中樞に如し、故に老耄其要にあるは其國衰滅の兆にして青年其の要にあるは興隆の兆なり。是れ古今東西歴史の証明せる如し、況んや帝國の國是は「進取」の二字にして進取の精神は即ち青年に漲る血潮たるを也。

◎大正の時代は實力の時代なり、青年の時代なり、爵位と勲章の時代は非ず老耄の時代は非ず、實力ある青年起

つて以て自らの政治の中樞をとるべし、
力なき残廢者が僅かに爵位と勲章との
光を以て政権を聳断するを許すべし時
に非らざる也、大正の時代は電氣の時
代なり、「行燈」の時代に非らば青年の
實力は煌燁として電燈の如く、老耄の
爵位勲章の力は明滅行燈の如し、然る
を何たる狂態を、玄関と坐敷と名所に
は依然として行燈を用ひ、僅かに便所
と廊下とのみこの電燈を用ゆ。

◎こ北実に中世以降の封建制度が生み出
せる官尊民卑の余弊とは云へ又た實に
青年それ自身に自覚せる奮起心と自尊
心乏しきとにあらば、青年
は先輩名利の爲めに踏台とせらるべき
ものに非らば、青年は先輩の臣妾に非
らばして先輩を楽隠居さすべき現存主
ならざるべからず、青年にしてこの自
覚のもとに獅子吼奮起せんか、先輩如
何にか青年を臣妾視すべき、先輩いか

ひか引退せむらん、実力如何下の勳爵
に勝たむらん。

◎青年にして既に実力を示し、青年にし
て既に先輩を引退せしむ、青年の言は
政治に用ひられ、青年の多くは政治に
干與せんか、東洋大帝国の建設、それ
手に唾してなさんのみ、皇祖皇宗の御
誓言斯くてこそ全世界に先被せん。
斯くてこそ憲政済美の死果賞すべく、
大正の意義也た瞭らかなり。し

(四月十日
獄中日記の一節)

去ル二十二第一回公判廷ニ於テ御下
命ノ天誅状別帛ノ通り筆録差出候也

五月二十四日

被告人 福田和五郎

東京地方裁判所

刑事第二部市橋書記殿

天 誅 状

明治維新ハ内政統一整理ノ維新ナリ之モ
大正維新ハ應サニ百尺竿頭一步ヲ進メテ
国勢發展民族膨脹大帝國ノ基礎ヲ確立ス
ルノ維新ナラサルハカラス此千載一遇ノ
時會ニ処スル輔弼者職責ノ重大ナルコト
論ナリ即チ上ハ君ヲ神武ニシ景行ニシ應
神ニシ天智ニシ明治帝ニシ下ハ國民ヲ指
道ニシ其ノ剛健眞實ノ氣風ヲ涵養シ大志
アル大國民ヲラシムヘク其ノ最善ヲ登ス

明治維新ハ内政統一整理ノ維新ナリ之モ
大正維新ハ應サニ百尺竿頭一步ヲ進メテ
国勢發展民族膨脹大帝國ノ基礎ヲ確立ス
ルノ維新ナラサルハカラス此千載一遇ノ
時會ニ処スル輔弼者職責ノ重大ナルコト
論ナリ即チ上ハ君ヲ神武ニシ景行ニシ應
神ニシ天智ニシ明治帝ニシ下ハ國民ヲ指
道ニシ其ノ剛健眞實ノ氣風ヲ涵養シ大志
アル大國民ヲラシムヘク其ノ最善ヲ登ス

ノ誠意ナカラルヘカラス而ルニ現今輔弼者
ノ為ス所ヲ見レハ幸毎ニ之ニ及ニ上ハ畏
クモ聖明ヲ蔽ヒ奉ルコト當ニ一再ノ之
ナラス下ハ徒ラニ國民ニ媚フルヲ知リテ
之ヲ善導スル所以ヲ知ラス上下心ヲ一ニ
ニ盛ニニ經論ヲ行フヘシト云ヘル先帝ノ
御誓文ヲ忘却シテ自カフ拳國一致ヲ破ル
ノ態度ニ出ツルコト屢ニナリ埃ノ如キハ
断シテ此種大時期ニ於ケル輔弼ノ任ニ堪
ヘサルモノトセサルヘカラス是ヲ以テ吾

徒ハ一昨年来極力之ヲ矯正ニ努メタル
モ民心萎靡復々懶眠ヨリ覺メス轉ニ吾徒
ヲシテ國論喚起ノ容易ナラサルヲ思ハシ
ム翻ワテ此ノ如キ時局ヲ匡救スルノ責任
アル民間先覺者ノ為ス所如何ト顧ミルニ
吾徒ハ茲ニ幾多薄志弱行ノ实例ヲ指摘ス
ルノ已ムヲ得サルヲ遺憾トス全國幾多青
年崇敬ノ中心タル政教社ハ乃木問題ノ為
ニ蹶起シテ首相官相ニ辭職ヲ勸告シタル
ニ何等及譽ナキニ拘ラズ其辭職勸告ヲシ

テ権威アラシムヘク何等ノ行動ニ出テ夕
ルヲ聞カスニ在野法曹ノ粹ヲ集メテ日本
并獲士協會ハ大浦問題ノ為ニ特ニ評議員
會ヲ開キ尾崎法相ニ処決ヲ促スノ決議ヲ
為シタルモ何等及響ナキニ拘ハラズ其決
議ヲシテ権威アラシムヘク何等ノ行動ニ
出テタルヲ聞カス方今志士國士ノ淵叢ト
主謂フヘキ國民外交同盟會ハ断シテ大隈
内閣ノ留任ヲ許サスト決議ニタルニ拘ラ
ズ會員中ノ二三者ニハ留任後ノ大隈首相

ヲ以テ對支經濟ニ堪ヒ得ルモノ、如ク振
舞フ者ヲ生シタリ社會先覺者ノ薄志弱行
既ニ此ノ如シ在道頽廢ニ人心日ニ汚下ス
ルヲ見ル亦偶然ニアラス而シテ斯カルモ
態ヲ匡正スルニ最モ効力有ルヘキ若ク新
聞言論界如何ト顧ミシハ是亦筆端概不麻
痺ニ言論權威ノ失墜未タ曾テ今日ノ如ク
甚シキヲ見サレノ状態ニ在リ右主要部面
ノ状態既ニ此ノ如シ若シ拱手シテ其ノ成
行ニ放任セシカ竟ニ精神的ニ國運ヲ危殆

十ラニムルニ至ラスニハ已マサルヘニ何
ノ大帝国カアラニ何ノ民族奮展カアラニ
吾徒豈遂ニ坐視スルニ忍ヒシヤ
因テ回顧ス先年故乃木將軍ノ殉死ハ殉死
以外一大意義ノ伏在セルヲ、即チ一代
ノ人心ニ向ワテ或種ノ警告ヲ発シ之カ無
形的及響トシテ幾許カ人心ノ緊張ヲ見タ
リシカ如ク思ハル然ルニ爾来年ヲ怪ル僅
ニ三星霜、思ハサリキ世道ノ頹廢人心ノ
弛緩今日ノ甚シキニ至ラントハ、是ノ時

ニ方リテ區々ノ筆舌畢竟時艱ヲ極フニ足
ラス唯積極的警告ヲ發シテ一代ノ心心ニ
大刺戟ヲ与ヘ幾許カ國民ノ自覚ヲ促ス
アル而已積極的警告トハ何ソヤ故乃木將
軍ノ殉死ヲ以テ消極的警告ト做セハ今日
ノ事唯當チニ世道人心ヲ弛廢ニ導キタル
代表的人物ヲ物色シテ之ニ天誅ヲ加フル
ヲ以テ積極的警告ト做スヘキ耳吾徒本ト
一々ノ窮措大何等當世ニ重キヲ為ス者ニ
アラスト虽夙夜耿々トシテ皇道ノ振興ヲ

祈リ國民ヲシテ剛健ニシテ大志アラシメ
依テ以テ大帝国ノ基礎磐石ノ如クナラン
予ヲ欲スルノ功ナルカ為メ敢テ此拳ニ出
ソシテ洵ニ己ムコト得ザルナリ吾徒ノ先ツ天誅
ヲ加フハキ豫定人物化ノ如シ

憲政ノ破壊者、無方針
外交ノ中心人物、不忠不臣

大隈 重信

乃木問題ノ責任者 波多野 敬直
士道汚辱ノ代表 尾崎 行雄